

## 第2回厚生小委員会 次第

日 時： 平成15年10月20日(月) 午後2時00分から

会 場： 尾西市商工会館3階 研修大ホール

### 1 開会

### 2 議題

#### (1) 協議事項

協議厚生第1号 介護保険事業の取り扱いについて (資料1)

協議厚生第2号 生活保護事業について (資料2)

協議厚生第3号 協定項目の変更について (資料3)

#### (2) 提案事項

協議厚生第4号 保健衛生事業について (資料4)

協議厚生第5号 高齢者福祉事業(1)について (資料5)

協議厚生第6号 健康づくり事業について (資料6)

### 3 その他

厚生小委員会の日程について (資料7)

### 4 閉会

## 介護保険事業の取扱いについて（協定項目第21号）

介護保険事業の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	介護保険事業の取扱い
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度から一宮市の制度に統一する。

協議状況	
提案	平成15年 9月19日
協議	平成15年10月20日
確認	平成 年 月 日

生活保護事業について（協定項目第23 - 14号）

生活保護事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	生活保護事業
調整方針	生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用する。

協議状況	
提案	平成15年 9月19日
協議	平成15年10月20日
確認	平成 年 月 日

## 一宮市・尾西市・木曽川町合併協定項目の変更について

一宮市・尾西市・木曽川町合併協定項目を次のとおり変更する。

各種事務事業の取扱いに病院事業を追加する。協定項目番号は健康づくり事業の後23 - 17とする。

理由：総務省マニュアルには病院事業の協定項目がないが、2市1町には直営病院があり個別に協議したほうが望ましいため。

(参考) 10月17日に行われた経済環境小委員会において、各種事務事業の取扱い23-17 ゴミ収集運搬業務事業を、23 - 18 環境対策事業に統合する提案をした。理由として、事務事業のすりあわせを行っていく際に、ゴミ収集運搬業務事業と環境対策事業を切り離して協議は行わず、一対のものとして協議してきたためである。

協議状況	
提案	平成15年10月20日
協議	平成15年10月20日
確認	平成 年 月 日

## 保健衛生事業について（協定項目第23 - 9号）

保健衛生事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	保健衛生事業
調整方針	<p>3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努めるものとする。</p> <p>基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。</p> <p>乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月20日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

## 高齢者福祉事業について（協定項目第23-11号）

高齢者福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	高齢者福祉事業（1）
調整方針	<p>在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60,000円とする。</p> <p>ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。</p> <p>軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。</p> <p>訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1,000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。</p> <p>単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。</p> <p>敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。</p> <p>基幹型在宅介護支援センターについては木曾川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時まで調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月20日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

## 健康づくり事業について（協定項目第23 - 16号）

健康づくり事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	健康づくり事業
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。</li> <li>・健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。</li> <li>・新市においての健康日本21市町村計画策定時には、木曾川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。</li> </ul>

協議状況	
提案	平成15年10月20日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

## 厚生小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
3	10月30日(木)午後2時	尾西市役所 2階 大会議室
4	11月25日(火)午後2時	尾西市役所 2階 大会議室
5	12月18日(木)午後3時	一宮地場産業ファッションセンター 2階 第1会議室



**協 議 附 属 資 料**

**< 協 議 厚 生 第 6 号 23-16 健 康 づ く り 事 業 >**

**平成15年10月20日**

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
厚生小委員会**

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 健康分科会

協議項目	保健衛生事業			
調整方針(案)	3市町で実施している各種保健衛生事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、充実に努めるものとする。 基本健康診査及び各種がん検診は、原則として、合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。 乳幼児健康診査は合併時に新しい事業に統合する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 保健センター管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 一宮市保健センター</li> <li>・所在地 一宮市古金町1丁目12番地の1</li> <li>・敷地面積 1,574㎡</li> <li>・規模 鉄筋コンクリート造3階建</li> <li>・職員数 健康づくり課 課長1名(事務吏員) 課長補佐2名(事務吏員1名、保健師1名)係長4名(事務吏員2名、保健師2名)係員23名(事務吏員4名保健師16名、看護師2名、栄養士1名)嘱託1名(看護師)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 尾西市保健センター</li> <li>・所在地 尾西市東五城字大平裏38番地</li> <li>・敷地面積 2,981㎡</li> <li>・規模 鉄筋コンクリート造3階建 (保健センター1、2階の一部延床面積616.3㎡)</li> <li>・職員数 保健センター 所長1名(事務吏員) 所長補佐兼係長1名(事務吏員1名) 係員10名(事務吏員2名、保健師8名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 木曾川町保健センター</li> <li>・所在地 木曾川町大字黒田字中沼南ノ切27</li> <li>・敷地面積 4,016.66㎡</li> <li>・規模 鉄筋コンクリート造2階建</li> <li>・職員数 保健長寿課 課長1名(事務吏員) 課長補佐2名(事務吏員2名) 係長2名(事務吏員1名、保健師1名) 係員11名(事務吏員5名、保健師6名)</li> </ul>	現在の3市町の保健センターは新市において対象地域をおおよそ3等分して事業を行うこととする。
2. 犬猫避妊手術等補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 市内の獣医院にて犬、猫の避妊、去勢手術をする市民に補助券を交付</li> <li>・平成14年度実績</li> <li>犬避妊 4,000円×123頭 492,000円</li> <li>犬去勢 2,000円×67頭 134,000円</li> <li>猫避妊 3,000円×436匹 1,308,000円</li> <li>猫去勢 1,600円×263匹 420,800円</li> <li>計 2,354,800円</li> </ul>			合併時に一宮市の事業に合わせる。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
3. 予防接種	<p>1 ポリオ(集団接種) 対象者:生後3カ月から90カ月未満 場所:保健センターほか</p> <p>2 二種混合(集団接種) 対象者:小学校6年生 場所:各小学校</p> <p>3 三種混合、二種混合(個別接種) 対象者:生後3カ月から90カ月未満 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>4 麻しん(個別接種) 対象者:生後12カ月から90カ月未満 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>5 風しん(個別接種) 対象者:生後12カ月から90カ月未満 経過措置 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>6 日本脳炎(個別接種) 対象者:生後36カ月から90カ月未満 小学4年(2期)、中学3年(3期) 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>7 高齢者インフルエンザ(個別接種) 対象者:65歳以上及び60歳以上の 一定の障害の者 場所:市内の協力医療機関 実施時期:10月から1月まで</p>	<p>1 ポリオ(集団接種) 対象者:生後3カ月から90カ月未満 場所:保健センターほか</p> <p>2 二種混合(集団接種) 対象者:小学校6年生 場所:各小学校</p> <p>3 三種混合、二種混合(集団接種) 対象者:生後3カ月から90カ月未満 場所:保健センターほか 実施時期:6月～9月の12回と12～3月の12回</p> <p>4 麻しん(個別接種) 対象者:生後12カ月から90カ月未満 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>5 風しん(個別接種) 対象者:生後12カ月から90カ月未満 経過措置 場所:市内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>6 日本脳炎(集団接種) 対象者:生後36カ月から90カ月未満 小学4年(2期)、中学3年(3期) 場所:文化会館ほか 実施時期:6～8月の12回</p> <p>7 高齢者インフルエンザ(個別接種) 対象者:65歳以上及び60歳以上の 一定の障害の者 場所:市内の協力医療機関 実施時期:11月1日から12月25日まで</p>	<p>1 ポリオ(集団接種) 対象者:生後3ヶ月から90月未満 場所:保健センター</p> <p>2 二種混合(個別接種) 対象者:11歳以上13歳未満 (小学6年生に案内通知) 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>3 三種混合(個別接種) 対象者:生後3ヶ月から90月未満 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>4 麻しん(個別接種) 対象者:生後12ヶ月から90月未満 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>5 風しん(個別接種) 対象者:生後12ヶ月から90月未満 経過措置 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>6 日本脳炎(個別接種) 対象者:生後6ヶ月から90月未満 9歳以上13歳未満&lt;2期&gt;14歳以上16歳未満&lt;3期&gt; (小学4年・中学3年に案内通知) 場所:町内の協力医療機関 実施時期:通年</p> <p>7 高齢者インフルエンザ(個別接種) 対象者:65歳以上及び60歳以上の 一定の障害者の者 場所:町内の協力医療機関 施設入所者については一部 広域 実施時期:11月から1月まで</p>	<p>1 ポリオ(集団接種) 事業は2市1町同じであため現行のとおりとする。</p> <p>2 二種混合(個別接種) 各市町の現行事業を新しい事業に統合する。対象者は小学6年生とする。</p> <p>3 三種混合・二種混合(個別接種) 合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>4 麻しん(個別接種) 事業は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p> <p>5 風しん(個別接種) 事業は2市1町同じであるため現行のとおりとする。</p> <p>6 日本脳炎(個別接種) 各市町の現行事業を新しい事業に統合する。対象者は生後36カ月から90カ月未満・小学4年(2期)・中学3年(3期)とする。</p> <p>7 高齢者インフルエンザ(個別接種) 合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>・啓発方法 各市町の現行事業を新しい事業に統合する。</p> <p>・問診票、接種券の交付時期 合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4. 基本健康診査	<p>1. 基本健康診査            対象者：            40歳以上の者(ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く)            実施時期:5月から10月まで            場所:一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関            費用:無料            *平成11年度より広域で実施            *肝炎ウイルス検査も併せて実施</p> <p>2. 訪問基本健康診査            対象者:40歳以上の者で寝たきりまたは、それに準ずる者            実施時期:9月から10月まで            場所:受診希望者宅            費用:無料            *肝炎ウイルス検査も併せて実施</p>	<p>1. 基本健康診査            対象者：            40歳以上の者(ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く)            実施時期:6月から10月まで            場所:一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関            費用:無料            *平成11年度より広域で実施            *肝炎ウイルス検査も併せて実施</p> <p>3. 生活習慣病総合健診            対象者：            40歳以上の者(ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く)            実施時期:5月から6月まで            10月から11月まで            場所:名古屋公衆医学研究所            尾西市民病院            費用:5,670円            *一般診査、循環器検査、血液生化学検査、血液検査、がん検診、その他</p> <p>4. 健康度評価事業            対象者:40歳以上の者            実施時期:6・7・11・12月(12回)            内容:基本健康診査受診者に対し、A票を用いて生活習慣改善に係る指導を行う。            場所:保健センター</p>	<p>1. 基本健康診査            対象者：            40歳以上の者(ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く)            実施時期:6月から10月まで            場所:一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関            費用:無料            *平成11年度より広域で実施            *肝炎ウイルス検査も併せて実施</p>	<p>1. 合併時に一宮市の事業(時期等)に合わせる。</p> <p>2. 合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>3. 合併時に事業を廃止する。</p> <p>4. 合併時に事業を廃止する。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
5. 各種がん検診	<p>1 胃がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：1,000円</p>	<p>1 胃がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6・8・10・12・2月の5回 場所：保健センター・南部公民館 費用：930円</p>	<p>1 胃がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：町内の協力医療機関 費用：2,100円 胃がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月2回 場所：保健センター - 費用：520円</p>	合併時に一宮市の事業に合わせる。
	<p>2 子宮がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関 費用：500円 *平成13年度より広域で実施</p>	<p>2 子宮がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関 費用：1,250円 *平成13年度より広域で実施</p>	<p>2 子宮がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：一宮市、尾西市、木曾川町の協力医療機関 費用：520円 *平成13年度より広域で実施 子宮がん検診（集団） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月2回 場所：保健センター - 費用：420円</p>	
	<p>3 肺がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：無料</p>	<p>3 肺がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：9月 場所：市内の地区公民館等 費用：無料、420円（喀痰）</p>	<p>3 肺がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：8月9月 場所：保健センター始め4会場 費用：無料</p>	

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>4 乳がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：無料</p> <p>乳がん検診(FMR)（集団） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：11月、12月 場所：保健センター始め16会場 費用：無料</p> <p>5 大腸がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：無料</p>	<p>4 乳がん検診（集団） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月、10月（5回） 場所：保健センター 費用：630円</p> <p>乳がん検診(超音波)（集団）</p> <p>5 大腸がん検診（集団） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6・8・10・12・2月の5回 場所：保健センター・南部公民館 費用：400円</p>	<p>4 乳がん検診（個別） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：市内の協力医療機関 費用：無料</p> <p>乳がん検診(DMR)（集団） 対象者： 30歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：5月 場所：保健センター 費用：無料</p> <p>5 大腸がん検診（個別） 対象者： 40歳以上の者（ただし、事業所等で受診する機会のある者は除く） 実施時期：6月から10月まで 場所：町内の協力医療機関 費用：無料</p>	
6．訪問看護ステーション			<p>介護保険法に規定する訪問看護及び医療保険各法に規定する訪問看護事業 ・疾病、負傷等により居宅において寝たきり又はこれに準ずる状態にある老人及び在宅療養者に対し、必要な看護を行い、福祉の向上を図る。 (場所) 木曾川病院内に設置 (職員) 正規看護師 2名 臨時看護師 2名</p>	合併時に事業を廃止する。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
7．乳児健康診査	<p>(県内) 対象：一宮市に住所を有する乳児 方法：妊娠届出時に交付される乳児健康診査受診票2枚により愛知県内の委託医療機関にて受診する。</p> <p>(県外) 対象：一宮市に住所を有し、母親が県外への里帰り出産をしたため、県外医療機関で第1回目の乳児健康診査受診票を使用し健康診査を希望する乳児 方法：保護者の申請により、一宮市が個別契約を締結した該当医療機関で妊娠届出時に交付される受診票を使用して受診する。</p>	<p>(県内) 対象：尾西市に住所を有する乳児 方法：妊娠届出時に交付される乳児健康診査受診票2枚により愛知県内の委託医療機関にて受診する。</p>	<p>(県内) 対象：木曾川町に住所を有する乳児 方法：妊娠届出時に交付される乳児健康診査受診票2枚により愛知県内の委託医療機関にて受診する。</p>	<p>県内については、2市1町同じであるため現行のとおりとする。 県外については、項目10の木曾川町の方式と同様とする。</p>
8．乳幼児健康診査	<p>1．4ヵ月児健康診査 対象：4ヵ月児 実施回数：48回 人数：55人/回 ブックスタート併設 会場：一宮市保健センター</p> <p>3．1歳6ヵ月児健康診査 対象：1歳6ヵ月児 実施回数：48回 人数：57人/回 フッ素塗布併設 会場：一宮市保健センター</p>	<p>1．3ヵ月児健康診査 対象：3ヵ月児 実施回数：28回 人数：20人/回 会場：尾西市保健センター</p> <p>2．7ヵ月児健康診査 対象：7ヵ月児 実施回数：12回 人数：50人/回 会場：尾西市保健センター</p> <p>3．1歳6ヵ月児健康診査 対象：1歳6ヵ月児 実施回数：12回 人数：50人/回 フッ素塗布併設 保育士の遊びあり 会場：尾西市保健センター</p>	<p>1．3ヵ月児健康診査 対象：3～4ヵ月児 実施回数：12回 人数：30人/回 ツベルクリン接種併設 会場：保健センター</p> <p>2．9ヵ月児健康診査 対象：9～10ヵ月児 実施回数：12回 人数：30人/回 ブックスタート併設 会場：保健センター</p> <p>3．1歳6ヵ月児健康診査 対象：1歳6ヵ月児 実施回数：12回 人数：30人/回 保育士の遊びあり 会場：保健センター</p>	<p>1～4については各市町の現行事業を新しい事業に統合する。 (各内容) 1．名称：4ヵ月児健康診査 対象：3～4ヵ月児 BCG併設 人数：35人/回で設定 2．名称：9ヵ月児健康診査 対象：9～10ヵ月児 人数：50人/回で設定 ブックスタート併設 3．名称：1歳6ヵ月児健康診査 対象：1歳6ヵ月児 人数：50人/回で設定 保育士の遊びをいれる。 フッ素塗布併設</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>(1) ひよっこ教室 対象：1歳6ヵ月児健康診査 の要観察児 実施回数：6回 会場：一宮市保健センター</p> <p>(2) コアラッコ教室 対象：ひよっこ教室後、継続指導 の必要な児 実施回数：12回 会場：一宮市保健センター</p> <p>4. 3歳児健康診査 対象：3歳児 実施回数：48回 人数：57人/回 会場：一宮市保健センター</p> <p>健診の時間：午後 委託先：一宮市医師会・一宮歯科医師会 3歳健診の一部のみ大雄会病院</p>	<p>(1) つくしんぼ教室 対象：1歳6ヵ月児、3歳児健康診査後 の精神面の要観察児 実施回数：12回 会場：尾西市保健センター</p> <p>4. 3歳児健康診査 対象：3歳児 実施回数：12回 人数：50人/回 フッ素塗布併設 会場：尾西市保健センター</p> <p>5. 健康診査後事後指導 要観察児健康診査 対象：各乳幼児健康診査後の身体面 の要観察児 実施回数：12回 会場：尾西市保健センター</p> <p>健診の時間：午後 委託先：尾西市医師会・中島歯科医 師会</p>	<p>(1) あいあい教室 対象：1歳6ヵ月・3歳児健康診査 の要観察児 実施回数：12回 会場：保健センター 母子通園施設の保育士の 参加あり</p> <p>4. 3歳児健康診査 対象：3歳児 実施回数：12回 人数：30人/回 会場：保健センター</p> <p>5. 乳幼児発達相談 (目的) 心身障害の疑いのある乳幼 児の早期発見と今後の治 療及び療育の方向づけを おこなう 対象：発達に不安のある乳幼児 実施回数：6回 会場：保健センター *予約制</p> <p>健診の時間：午前、ただし3歳児健診の みは午後 委託先：木曾川病院(岐阜大学小児科) ・一宮歯科医師会</p>	<p>3. (1)(2) 対象：1歳6ヶ月・ 3歳児健診の 要観察児2教 室にわけて実 施</p> <p>4. 名称：3歳児健康診 査 対象：3歳児 人数：50人/回で 設定 フッ素塗布は実施し ない。</p> <p>5. 合併時に事業を廃止 する。 要観察児は紹介状で 医療機関に依頼する。</p>



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
9. 不妊検査費補助	<p>対象：市内に住所を有し、妊娠を希望してから2年以上経過している人のうち対象検査を実施した人</p> <p>対象検査：超音波検査 ホルモン検査 子宮卵管造影 精液検査 クラミジア検査</p> <p>補助金額：医療保険の自己負担分、補助限度額15,000円 *平成15年度から実施</p>			合併時に一宮市の事業に合わせる。
10. 妊婦健康診査	<p>(県内) 対象：一宮市に住所を有する者 方法：妊娠届出時に交付される受診票により、愛知県内の委託医療機関において妊娠前期と後期の2回受診する。</p> <p>(県外) 対象：一宮市に住所を有し、県外への里帰り出産のため、県外医療機関での妊婦健康診査を希望する者。 方法：本人の申請により、市が個別契約を締結した該当医療機関で妊娠届出時に交付された受診票を使用して受診する。</p>	<p>(県内) 対象：尾西市に住所を有する者 方法：妊娠届出時に交付される受診票により、愛知県内の委託医療機関において妊娠前期と後期の2回受診する。</p>	<p>(県内) 対象：木曾川町に住所を有する者 方法：妊娠届出時に交付される受診票により、愛知県内の委託医療機関において妊娠前期と後期の2回受診する。</p> <p>(県外) 対象：木曾川町に住所を有し、県外医療機関での妊婦健康診査を希望する者。 方法：本人の申請により、県外用の受診票を交付。各自受診し、料金は立て替え払いしてもらう。結果票とともに助成金の申請書を提出後、愛知県の単価を上限として、申請者の口座に後日振込む。</p>	合併時に木曾川町の事業に合わせる。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	保健衛生事業
先進事例	<p>西東京市（平成13年1月21日新設合併）                      現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p> <p>廿日市市（平成15年3月1日編入合併）                      （1）各種健診事業（成人、乳幼児）については、廿日市市の例による。ただし、対象者については、次のとおりとする。                      ア 成人に係る各種健診事業については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。                      イ 乳幼児集団健診事業については、佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお、吉和村の対象者については、現行のとおりとする。</p> <p>（2）予防接種事業及び結核予防事業については、廿日市市の例による。ただし、接種方法（個別接種、集団接種）については、現行のとおりとする。</p> <p>（3）3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めるものとする。</p> <p>新居浜市（平成15年4月1日編入合併）                      （1）保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。                      （2）別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。</p>
	<p>山県市（平成15年4月1日新設合併）                      （1）新市における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査（個別）、子宮がん検診（個別）、乳がん検診（個別）、骨密度検査、高齢者健康相談及び腎臓食料理教室については、新市において市域全体の事業として実施する。                      （2）各種健（検）診の受診者個人負担金については、応分の受益者負担の原則を基本に、合併時に統一する。</p>

**協 議 附 属 資 料**

**< 協議厚生第5号 23-11 高齢者福祉事業(1) >**

**平成15年10月20日**

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
厚生小委員会**

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	高齢者福祉事業
調整方針（案）	<p>在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60,000円とする。</p> <p>ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。</p> <p>軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。</p> <p>訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1,000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。</p> <p>単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。</p> <p>敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。</p> <p>基幹型在宅介護支援センターについては木曾川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時まで調整する。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
1. 家族介護者訪問介護員養成研修受講者受講料交付事業	<p>[実施内容] 高齢者を介護している家族等が指定のホームヘルパー研修2級を受講した場合に受講料の一部を補助する。</p> <p>[補助限度額] 受講料の1/2(上限 30,000円) [14年度予算] 900,000円 [14年度実績] 27件</p>			合併時に一宮市の事業に合わせる。
2. ホームヘルパー2級養成研修会			<p>(内容) 18歳以上の住民を対象にホームヘルパー養成とともに住民ボランティアを養成</p> <p>(受講料) テキスト代・実習費・保険料 15年度は13,500円</p> <p>(募集人員) 25人 応募者多数のため毎年抽選</p>	合併時に事業を廃止する。
3. 在宅老人介護用品給付事業	<p>家族介護用品給付事業</p> <p>[実施内容] 重度の介護が必要な方を在宅において介護している家族(市民税非課税世帯)に介護用品を支給。</p> <p>[対象者] 介護保険で要介護4または5と認定された重度の要介護の方を在宅で介護している家族等(市民税非課税世帯)</p> <p>[支給方法] 介護用品を直接受託業者が配送・回収 薬局で介護用品が購入できる医薬品券を交付 *年75,000円を限度として支給 [14年度予算] 9,000,000円 [14年度実績] 受給者数 直接配送 27名 医薬品券 69名 合 計 96名</p>	<p>在宅老人介護用品給付事業</p> <p>[実施内容] 介護が必要な方を在宅において介護している家族</p> <p>[対象者] 介護保険で要介護4または5と認定された重度の要介護の方を在宅で介護している家族等</p> <p>[支給方法] 介護用品を直接受託業者が配送する。年40,000円を限度として2回に分けて支給する。</p> <p>[14年度予算] 7,560,000円 [14年度実績] 受給者数 138名</p>		合併時に一宮市の事業に合わせる。 支給限度額については年60,000円とする。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針										
4.日常生活用具給付事業	<p>日常生活用具給付事業</p> <p>ひとり暮らし及びねたきりの高齢者に対し、日常生活用具を給付（愛の杖については歩行が困難な高齢者）</p> <p>[給付品] 緊急ベル、愛の杖、電磁調理器、自動火災警報器、自動消火器</p> <p>[利用者負担] * 緊急ベル・愛の杖・自動火災警報器 無料</p> <p>* 電磁調理器・自動消火器 世帯の生計中心者の前年所得年額に応じ負担あり</p> <p>[14年度予算] 1,495,000円</p> <p>[14年度実績]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">緊急ベル</td> <td style="text-align: right;">36個</td> </tr> <tr> <td>愛の杖</td> <td style="text-align: right;">255本</td> </tr> <tr> <td>電磁調理器</td> <td style="text-align: right;">49台</td> </tr> <tr> <td>自動火災警報器</td> <td style="text-align: right;">23台</td> </tr> <tr> <td>自動消火器</td> <td style="text-align: right;">22台</td> </tr> </table>	緊急ベル	36個	愛の杖	255本	電磁調理器	49台	自動火災警報器	23台	自動消火器	22台	<p>老人日常生活用具給付事業</p> <p>要介護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活用具を給付又は、貸与</p> <p>[給付品] 電磁調理器・火災報知器・自動消火器</p> <p>[貸与] 老人用電話</p> <p>[利用者負担] 前年所得税額により負担</p> <p>[14年度予算] 43,500円</p> <p>[14年度実績] 0件</p>		合併時に一宮市の事業に合わせる。
緊急ベル	36個													
愛の杖	255本													
電磁調理器	49台													
自動火災警報器	23台													
自動消火器	22台													
5.ねたきり老人等見舞金給付事業	<p>ねたきり老人等見舞金給付事業</p> <p>介護保険で要介護4または5と認定された重度の介護が必要な高齢者に対し、見舞金を支給</p> <p>[対象者] 月平均 1,424人</p> <p>[支給金額] 月額5,000円</p> <p>[支払方法] 8・12・4月に指定の口座に振り込みなど</p> <p>[14年度予算] 80,340,000円</p>		<p>在宅重度要介護者見舞金支給事業</p> <p>介護保険で要介護4または5と認定された重度の介護が必要な高齢者に対し、見舞金を支給（介護保険施設入所者を除く）</p> <p>[対象者] 月平均130人</p> <p>[支給金額] 月額5,000円</p> <p>[支払方法] 5・9・1月に指定の口座に振り込みなど</p> <p>[14年度予算] 7,800,000円</p>	合併時に一宮市の事業に合わせる。										
6.家族介護慰労金支給		<p>要介護4・5と認定された者を介護している方に対し、年額100,000円を支給</p> <p>要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要介護者が在宅で介護されており、保険給付を受けていない期間が1年以上あること</li> <li>2 市民税非課税世帯</li> </ol>		合併時に事業を廃止する。										

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
7. 生きがい活動支援 通所事業	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>[内容] 生きがい活動通所事業を提供する市内3か所のデイサービスセンターと居宅との間を送迎し、入浴サービス及び給食サービス、生活指導、養護、健康チェック等を実施</p> <p>[対象者] おおむね65歳以上の虚弱な方で介護保険の要介護・要支援に該当しない方。 ただし、伝染性疾患患者、入院治療の必要がある方は除く。</p> <p>[個人負担額] 490円(昼食代含む)</p> <p>[委託先] 一宮市社会福祉事業団</p> <p>[実施場所] 北部老人デイサービスセンター 東部老人デイサービスセンター 丹陽老人デイサービスセンター</p> <p>[14年度予算] 43,147,000円</p> <p>[実施日時] 月曜日～金曜日(国民の祝日、12月28日～1月4日は除く)の午前9時～午後4時</p> <p>[14年度予算] 43,147,000円</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数 140名 月平均利用回数 3.7回 利用回数 1回</p>	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p>[内容] 尾西市老人憩の家で実施する。老人憩の家と居宅との間を送迎し、入浴サービス及び給食サービス、生活指導、養護、健康チェック等を実施</p> <p>[対象者] 65歳以上の虚弱な方で介護保険の要介護・要支援に該当しない方。 ただし、伝染性疾患患者、入院治療の必要がある方は除く。</p> <p>[個人負担額] 900円(飲食物費相当額)</p> <p>[委託先] 社会福祉法人 朝日福祉会</p> <p>[実施場所] 尾西市老人憩の家</p> <p>[実施日時] 毎週日曜日 午前9時～午後4時</p> <p>[14年度予算] 1,215,000円</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数 11名 月平均利用回数 3回 利用回数 週 1回</p>	<p>生きがい対応型デイサービス事業</p> <p>[目的・内容] 在宅の高齢者に対し、健康・生きがいづくり、介護予防や痴呆予防、閉じこもり防止をねらいとした各種サービス(教養講座・スポーツ活動・趣味活動・日常動作訓練など)を高年齢者が選択し、健康で生きがいを持った生活ができることを目的とする 講師や指導員は町内の個人や団体・グループに限定</p> <p>[対象者] おおむね60歳以上で身の回りの世話が自立している方 介護保険の要支援の方で保険給付限度額を超える方(利用は週1回)</p> <p>[個人負担額] 1講座(半日)100円 生活保護の方は無料 昼食代実費</p> <p>[実施場所] 西部いこいの家 老人福祉センター</p> <p>[14年度予算] 8,351,000円</p> <p>[実施日時] 月・水・金曜日、第2・4火曜日、第1・3木曜日 火・木・土曜日 (国民の祝日、12月28日～1月4日は除く)の午前10時～正午、午後1時～午後3時</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数 193名 月平均利用回数 3回 利用回数 制限なし</p> <p>生きがいデイサービス事業への参加者の送迎片道50円 運転をシルバー人材センターに委託 委託料 933,000円 補助員としてデイサービスの臨時職員が同乗</p>	<p>新市において一定期間内に調整する</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8. 軽度生活援助事業	<p>軽度生活援助事業</p> <p>[実施内容] 虚弱なひとり暮らしの高齢者等の家族に、家事を援助する生活援助員を派遣する。</p> <p>[委託先] 一宮市社会福祉協議会</p> <p>[委託金額] 1時間 1,530円 (早朝、夜間は1,910円) ただし、利用者負担額を減額</p> <p>[利用者負担額] * 生活保護被保護世帯 0円 * 生計中心者前年度所得税非課税世帯で11年度にヘルパー実績がある者 40円 * その他 150円</p> <p>[14年度予算] 13,732,000円</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数 95名 月平均利用回数 545回 1回あたりの平均時間 1.5時間</p>	<p>老人家庭奉仕員派遣事業</p> <p>[実施内容] 日常生活に支援の必要な在宅のひとり暮らし老人や高齢者世帯に老人家庭奉仕員を派遣し高齢者が自立した生活ができるようにする。</p> <p>・家事に関する事 ・相談、助言に関する事</p> <p>[委託先] 尾西市社会福祉協議会</p> <p>[委託金額] 1時間1,530円</p> <p>[利用者負担額] * 生計中心者前年度所得税非課税世帯で11年度でヘルパー実績のある者 45円 * その他 153円</p> <p>[14年度予算] 12,263,000円</p>	<p>高齢者生活支援事業</p> <p>[実施内容] ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に、日常生活上の援助を行うホームヘルパーや軽度生活援助員を派遣する</p> <p>[委託先] 社会福祉協議会・NPO・シルバー人材センター</p> <p>[委託金額] ホームヘルパー 1時間：1,460円(年末年始1,960円)・軽度生活援助員1時間：800円</p> <p>[利用者負担額] * 生活保護被保護世帯 0円 * 生計中心者前年度所得税非課税世帯で11年度にヘルパー実績がある者 50円 * その他 160円</p> <p>[14年度予算]3,341,000円</p> <p>[14年度実績] 月平均利用者数14名 月平均利用回数88回 1回あたりの平均時間 1.8時間</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>
9. 生活管理指導員派遣事業	<p>生活管理指導員派遣事業</p> <p>必要に応じて相談員が訪問し、日常生活に関する相談や支援を行う。</p> <p>* 対象者 おおむね65歳以上の独居老人または高齢者世帯</p> <p>* 委託先 在宅介護支援センター 4か所</p> <p>* 委託金額 1件あたり4,140円</p> <p>* 14年度派遣回数 569件</p>		<p>高齢者生活支援事業</p> <p>[実施内容] ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に、生活管理指導員を派遣する。 生活管理を必要とする高齢者に対して基本的な生活習慣を習得させるための日常生活に関する支援・指導を行う。</p> <p>[委託先]社会福祉協議会・NPO</p> <p>[委託金額] 生活管理指導員月あたり5,000円</p>	<p>合併時に各市町の現行事業を再編する。 委託先は在宅介護支援センターにこだわらず、適当と認められる法人に委託する。 委託金額については月あたり5,000円とする。</p>
10. 在宅老人慰問事業	<p>満65歳以上の独居老人とねたきり老人を対象に民生委員が年2回慰問を行う。</p> <p>[14年度予算] 1,155,000円</p> <p>[14年度実績] 7月 独居老人 2,290名 ねたきり老人 560名 12月 独居老人 2,422名 ねたきり老人 543名</p>			<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
11. 配食サービス事業	<p>配食サービス事業</p> <p>昼食を週6回（月曜日から土曜日まで）配達し、栄養のバランスと健康の保持を図るとともに安否の確認をおこなう</p> <p>[対象] おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）</p> <p>[委託先] 8事業者</p> <p>[個人負担金] 1食につき200円</p> <p>[委託金額] 1食につき650円</p> <p>[月平均利用者数] 691名</p> <p>[年延べ利用回数] 152,518回</p>	<p>老人給食サービス事業</p> <p>昼食を週5回（月曜日から金曜日までの希望する回数）配達し、栄養のバランスと健康の保持を図るとともに安否の確認をおこなう</p> <p>[対象] 67歳以上のひとり暮らしで、所得税非課税の方</p> <p>[委託先] 1事業者</p> <p>[個人負担金] 1食につき250円</p> <p>[委託金額] 1食につき500円</p> <p>[月平均利用者数] 48名</p> <p>[年延べ利用回数] 5,156回</p>	<p>ひとり暮らし老人等配食サービス事業</p> <p>昼食を週7日配達し、栄養のバランスと健康の保持を図るとともに安否の確認をおこなう</p> <p>[対象]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 70歳以上の老人のみで構成される世帯の方（昼間独居含む）</li> <li>2. 障害者（障害1級～3級または療育A、B）のみで構成される世帯の方</li> <li>3. 要支援以上の40歳～69歳までのひとり暮らしの方</li> </ol> <p>[委託先] 2事業者（社会福祉法人、民間の事業者）</p> <p>[個人負担金] 1食につき200円</p> <p>[委託金額] 1食につき650円</p> <p>[月平均利用者数] 152名</p> <p>[年延べ利用回数] 35,871回</p>	<p>合併時に各市町の現行事業を再編する。</p> <p>おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。</p> <p>事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。</p>
12. 訪問理美容サービス事業	<p>訪問理美容サービス事業</p> <p>在宅でねたきりの方に訪問理美容を行い、保健衛生の向上を図る。</p> <p>[対象者] おおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者</p> <p>[交付枚数] 年6枚</p> <p>[実施理美容店] 一宮理美容師会会員または愛知県理美容業生活衛生同業組合一宮支部加入店</p> <p>[14年度実績]</p> <p>*理美容委託金額 1回あたり 3,700円</p> <p>*利用券交付者数 294名</p> <p>*総利用枚数 863枚</p> <p>*費用総額 3,193,000円</p>		<p>在宅要介護老人訪問理髪サービス事業</p> <p>在宅の要介護の方に訪問理美容を行い、保健衛生の向上を図る。</p> <p>[対象者] おおむね65歳以上で要介護1～5の在宅で外出困難の高齢者</p> <p>[交付枚数] 年4枚</p> <p>[実施理美容店] 一宮理美容師会または木曾川町理美容福祉協力店会</p> <p>[14年度実績]</p> <p>*利用者負担1,000円</p> <p>*理美容助成金額 1回あたり 2,700円</p> <p>*利用券交付者数 140名</p> <p>*総利用枚数 267枚</p> <p>*費用総額 720,900円</p>	<p>合併時に各市町の現行事業を再編する。</p> <p>対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1,000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
13. 単位老人クラブ 補助金(1)	老人クラブ育成補助金 老人クラブの健全育成を図る [ 14年度予算 ] 6,120,000円 [ 14年度実績 ] 6,100,920円 ( 180円 × 33,894人 )			新市において一定期間内に調整する。 補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。
14. 単位老人クラブ 補助金(2)	老人クラブ事業補助金 老人クラブの活動の促進を図る [ 14年度予算 ] 20,487,000円 [ 14年度実績 ] 20,207,040円 ( 3,880円 × 12月 × 老人 クラブ総数434クラブ )	老人クラブ補助金 老人クラブ活動の育成を図る [14年度予算 ] 5,235,840円 [ 14年度実績 ] 5,184,000円 ( 4,320円 × 100クラブ × 12月 )	老人クラブ活動費補助金 15年度より会員割 ( 1,200円 × 会員 ) と事業 割 ( 2,000円 × 指定した事業の月数 ) の合計	
15. 老人クラブ連合 会補助金(1)	一宮市老人クラブ連合会事業補助金 老人クラブ連合会の活動の促進を図る [ 14年度予算 ] 2,836,000円 [ 14年度実績 ] 2,828,368円 ( 1連合会194,000円、会員数割72円 × 33,894 人、特別事業194,000円 )	老人クラブ連合会運営費補助金 老人クラブ連合会の活動の促進を図る [ 14年度予算 ] 1,469,000円 [ 14年度実績 ] 1,458,190円 { 12,000円 + ( 235円 × 6,154人 ) }	老人クラブ連合会活動費補助金 老人クラブ連合会の活動の促進を図る [ 14年度予算 ] 561,600円 [ 14年度実績 ] 561,600円 ( 1,300円 × 36クラブ × 12月 )	
16. 老人クラブ連合 会補助金(2)	老人クラブ活動等事業補助金 老人クラブ連合会の活動の促進を図る [ 14年度予算 ] 1,858,000円 [ 14年度実績 ] 1,572,693円			

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
17. 寝具洗濯乾燥サービス事業	<p>寝具洗濯乾燥サービス事業</p> <p>[対象] おおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者</p> <p>[実施回数] 年2回(7月、12月)</p> <p>[洗濯乾燥枚数] 1回あたり 布団3枚・毛布2枚以内</p> <p>[利用実績] 7月 197名 布団 479枚 毛布 343枚 12月 160名 布団 357枚 毛布 240枚</p> <p>[総支出額] 1,253,912円</p>	<p>寝たきり老人等布団丸洗乾燥事業</p> <p>[対象] ひとり暮らしの65歳以上の方 寝たきり老人のいる高齢者世帯 家庭奉仕員派遣世帯</p> <p>[実施回数] 年6回 5.11月丸洗乾燥消毒 7.9.1.3月乾燥消毒</p> <p>[洗濯乾燥枚数] 1回あたり 4枚まで</p> <p>[利用実績] 実人員 56人 利用延人員 213人</p> <p>[総支出額] 546,080円</p>		<p>合併時に尾西市の事業に合わせる。 実施回数は年4回とする。</p>
18. 住民助け合い活動費補助金給付事業	<p>住民助け合い活動費補助金給付事業</p> <p>ボランティア及びNPO法人の行う在宅福祉サービスで、非営利活動に係る事業の実施に要する費用を補助する。</p> <p>*対象法人 NPO法人 お達者くらぶ NPO法人 尾張福祉を考える会 まごころ</p> <p>*補助額 活動対象軽費 (限度額年額 150,000円)</p> <p>*活動内容 ミニデイサービス ボランティアでの移送サービス</p>		<p>住民参加型在宅福祉サービス助成事業</p> <p>法人格を有しないボランティア団体の行う在宅福祉サービスで、非営利活動に係る事業の実施に要する費用を補助する。</p> <p>*対象団体 ほのぼの木曾川</p> <p>*補助額 活動対象軽費 (限度額年額 240,000円)</p> <p>*活動内容 ミニデイサービス ボランティアでの移送サービス</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 ただし、現在補助している対象団体についてはその後も継続する。</p>
19. 介護予防住宅改修費助成事業			<p>(内容) 介護保険で要支援・要介護状態に該当しない65歳以上75歳未満のみの世帯及び75歳以上の方が居る世帯に対して、居住する家屋内の転倒要因となりうる箇所の改修費の一部を助成する (助成額) 1世帯あたり54,000円を限度 (申請) 在宅介護支援センターに工事着工前に申請する</p>	<p>合併時に木曾川町の事業に合わせる。 ただし、対象者を介護保険で要支援・要介護状態に該当しない70歳以上の独居老人及び70歳以上の高齢者世帯とする。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
20. 敬老会事業	<p>[目的] 9月に敬老会事業を地区ごとに開催して、多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝い豊かな老後の暮らしと明るい社会のまちづくりを目的とする</p> <p>[対象者] 満70歳以上の高齢者</p> <p>[委託先] 一宮市社会福祉協議会支会（16支会）</p> <p>[委託料] 出演・講師謝礼及び会場設営費等 1支会1会場87,000円以内 ただし、西成支会は4会場に分かれ1会場当たり63,000円以内 事業費 1人当たり930円</p> <p>[14年度予算] 28,806,000円</p>	<p>[目的] 多年にわたり社会に貢献された老人に対して、日頃の労苦に感謝の意を表するとともにその長寿をお祝いする。</p> <p>[対象者] 満75歳以上の高齢者</p> <p>[内容] 市民会館において1日午前、午後 の2回の式典及びアトラクションを行う</p> <p>[14年度予算] 4,231,000円</p>	<p>[目的] 敬老の日を無事迎えられた方々に、日常では味わえない感動をイベントを通じて享受していただくとともに、友人との心のふれあいやコミュニケーションを持っていただくことにより、生きがいへの高揚とあふれる活力を養い長寿社会へ寄与することを目的とする</p> <p>[対象者] 満70歳以上の高齢者</p> <p>[委託先] 木曾川町社会福祉協議会</p> <p>[委託料] 出演者謝礼及び会場設営費等 平成15年度予算 5,000,000円</p> <p>「会場」 木曾川町総合福祉体育館</p> <p>「送迎」 大型バスにより送迎</p>	<p>新市において一定期間内に調整する。</p>
21. 老人無料入浴事業	<p>老人無料入浴事業 高齢者の健康増進のため、満65歳以上の希望者に、年17回市内の公衆入浴場に無料で入浴できる利用券を配布</p> <p>[対象] 満65歳以上</p> <p>[利用浴場] 松降浴場、長良浴場、四ツ谷浴場、はなその浴場、杉戸浴場、浜湯、花岡浴場、殿町浴場、はいから温泉、龍美湯、奥の湯、桜湯</p> <p>[総利用枚数] 112,781枚 [費用総額] 36,089,920円</p>	<p>(参考事業) ゆうゆうのやかた 平成15年10月1日から市内在住の70歳以上の高齢者を対象に無料の日を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場無料の日 毎週火曜日から金曜日 まで(祝休日を除く)</li> <li>・入場に必要なもの ゆうゆうのやかた発行の確認済証</li> </ul>	<p>老人無料入浴助成事業 65歳以上の高齢者の健康増進と互いの交歓を深めることを目的に、無料で公衆浴場に入浴(毎月5日・15日・25日)できる事業を実施する公衆浴場業者に対して助成する</p> <p>[助成対象者] 愛知県公衆浴場業環境衛生同業組合加入の公衆浴場</p> <p>[対象浴場] 松の湯、玉ノ井湯</p> <p>[利用実績人数] 1,969人 [助成額] 360,000円を限度に助成</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
22. 基幹型在宅介護 支援センター			<p>木曾川町基幹型在宅介護支援センター (内容)</p> <p>ア．地域ケアの総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の開催・運営</li> <li>・地域福祉ネットワーク会議の開催・運営</li> <li>・介護支援連絡会議の開催・運営</li> <li>・老人ホーム入所判定委員会を開催・運営</li> </ul> <p>イ．介護予防事業・生活支援事業の企画・運営</p> <p>ウ．要介護高齢者等の心身状況及びその家族等の情報を集約</p> <p>エ．地域型支援センターと連携し、在宅介護の方法等について指導助言する</p> <p>オ．介護保険サービスや保健福祉サービスの情報提供及び在宅介護等の相談</p> <p>(実施施設)</p> <p>保健センターに設置し、保健長寿課の職員が担当する</p> <p>地域ケア会議について (目的)</p> <p>要介護となるおそれのある高齢者及び要介護高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービス及び地域ケアの総合調整を行う</p> <p>(実施主体)</p> <p>木曾川町基幹型在宅支援センター</p> <p>(会議)</p> <p>1．地域ケア会議</p> <p>高齢者を対象とした「地域のより良いケア」＝「安心して健康に暮らせるまちづくり」を目指し、まちづくりの意義や方法について話し合いを進めながら、地域ケアの総合調整を担う責任者レベルの会議・実務者レベルの会議</p> <p>2．専門会議</p> <p>(1) 地域福祉ネットワーク会議</p> <p>住民が参加して住民主体の行動計画を作成したり、安心して健康に暮らせるまちづくり事業の具体化作業をする</p>	<p>合併時に木曾川町の事業に合わせる。</p> <p>設置場所については合併時までに調整する。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
			<p>(2) 介護支援連絡会議 居宅介護支援事業者が要介護者等の多様なニーズに対応し、個々の高齢者のニーズに見合う最も適切なサービスを提供するための研究・支援・調整を行う</p> <p>(3) 老人ホーム入所判定委員会 養護老人ホームの入所措置の要否の判定を行う</p> <p>地域福祉ネットワーク会議について (目的) 高齢者を対象とした「地域のより良いケア」=「安心して健康に暮らせるまちづくり」のために住民の代表が参加して住民主体の行動計画を作成する。また、安心して暮らせる町づくり事業を実施する。</p> <p>(開催) 毎月第3木曜日の午前に基幹型在宅介護支援センターが召集</p> <p>(構成員) 地域ケア会議の担当職員および地域住民・住民のボランティア団体・民生委員・社会福祉協議会・シルバー人材センター・老人福祉施設を運営する社会福祉法人など約29人</p> <p>地域福祉と町民の集いについて (内容) 木曾川町(基幹型支援センター)と地域福祉ネットワーク会議との共催により平成13・14年度実施平成15年度は、住民による介護劇・活動報告・シンポジウム「地域でいつまでも安心して過ごすために～みんなでサロンをつくりませんか～」を実施 シンポジウムの講師 高浜市長・木曾川町長・映画「折り梅」の原作者・宅老所を立ち上げた方・福祉大教授 14年度 193人の参加</p>	

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

厚生部会 福祉分科会

協議項目	高齢者福祉事業
先進事例	<p>さいたま市（平成13年5月1日新設合併）                      高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。</p> <p>静岡市（平成15年4月1日新設合併）                      市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。                      ・高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、両市独自のサービスは、統合再編し充実に努めるものとする。</p> <p>山梨市（平成15年4月1日新設合併）                      （1）国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体で実施するよう新市において調整する。                      （2）各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、市域全体で実施するよう新市において調整する。                      （3）高齢福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ市域全体の均衡を考慮し、新市において調整し実施する。</p> <p>新発田市（平成15年7月7日編入合併）                      ア 高齢者紙おむつ支給事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦町の制度適用者で合併時に入院中の者については、退院まで対象とする。                      イ 寝たきり老人寝具無料乾燥事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦町において、合併前に所得税課税世帯で制度を適用している者については、継続して対象とする。</p> <p>ウ 豊浦町の居宅介護支援事業については、廃止する。                      エ 緊急通報装置設置事業については、豊浦町の制度を適用する。                      オ 生きがい対策推進事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。                      カ 地域ふれあいルーム事業について、豊浦町の制度は、当分の間、現行どおりとする。合併後は、豊浦地区のふれあいルームの増設を図り、新発田市の制度に移行する。</p> <p>キ 豊浦町のほうづきの里の運営については、合併後、新市が新発田市社会福祉協議会に委託する。                      ク デイサービスセンターの運営については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦町デイサービスセンターの運営方法は、現行どおり新市に引き継ぎ、新発田市社会福祉協議会に事業委託する。                      ケ 敬老会開催事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦地区については周辺地区扱いとし、対象年齢については、豊浦町の現行の経過措置を適用し、段階的に引き上げ、平成19年度に統一する。</p> <p>コ 敬老祝金品等贈呈事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとする。なお、合併後、新市において新制度を検討する。                      サ 単位老人クラブ助成金については、新発田市の制度を適用する。ただし、当分の間、豊浦町の単位老人クラブに対する助成金は、現行の助成額を下回らないように配慮する。</p>

**協 議 附 属 資 料**

**< 協 議 厚 生 第 4 号 23 - 9 保 健 衛 生 事 業 >**

平成15年10月20日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
厚生小委員会



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 健康分科会

協議項目	健康づくり事業			
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進協議会は、合併時に統合する。</li> <li>健康フェア及びウォーキング事業は、一宮市の事業に合わせる。</li> <li>新市における健康日本21市町村計画策定時には、木曾川町「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定し、市民自ら健康づくり推進員及び食生活改善協議会の会員として活動できる体制を確立する。</li> </ul>			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1.健康づくり推進協議会	<p>1.名称 一宮市健康づくり推進協議会</p> <p>2.目的 市民の健康づくり対策を積極的に推進し、安全で健康なまちづくりを実現するため、関係機関と協議し、各種事業の積極的な推進を図る。</p> <p>3.所掌事項 ・市民の健康づくりのための方策に関すること。 ・市民の健康づくり推進事業に関すること。 ・老人保健法の保健事業(医療を除く)の推進に関すること。 ・母子保健法の保健事業の推進に関すること。</p> <p>4.組織 医師会、歯科医師会、薬剤師会、衛生委員会、地域女性団体連絡会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、農協の長等並びに行政関係者</p> <p>5.報償費 7,200円</p>	<p>1.名称 尾西市健康づくり推進協議会</p> <p>2.設置 市民の健康づくり対策を積極的に推進し、活力のある健康なまちづくりに寄与するため、尾西市健康づくり推進新協議会を設置する。</p> <p>3.協議事項 ・市民の健康づくりの推進に関すること。 ・市民の保健事業の推進に関すること。</p> <p>4.組織 学識経験者、医療・保健関係団体の代表者、地域団体の代表者、行政機関の職員、その他市長が必要と認める者 (平成15年4月1日より施行)</p> <p>5.報償費 3,000円</p>	<p>1.名称 木曾川町健康づくり推進協議会</p> <p>2.目的 住民に密着した総合的健康づくり対策を積極的に推進することにより、住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>3.所掌事項 ・町民の健康づくりのための方策に関すること。 ・町民の健康づくり推進事業に関すること。 ・老人保健法の保健事業(医療を除く)の推進に関すること。 ・母子保健法の保健事業の推進に関すること。</p> <p>4.組織 医師会、歯科医師会、薬剤師会、議会民生衛生委員会、社会福祉協議会、民生委員協議会、国保運営協議会、体育指導委員会、消防団、商工会、老人クラブ連合会、衛生委員、健康づくり食生活改善協議会、農協の長等並びに行政関係者</p> <p>5.報償費 7,700円</p>	<p>合併時に統合する。 組織編成・開催回数・報償費等については新市で調整していく。</p>
2.健康フェア	<p>市民健康まつり 健康づくりの推進事業として開催する。</p> <p>平成14年度開催実績 実績額：1,803,593円 開催日時：9月8日(日) 午前10時～3時 会場：スポーツ文化センター 主催：一宮市</p>	<p>健康フェア 健康づくりの推進事業として開催する。(びさいまつりと同時開催) 平成14年度開催実績 実績額：100,000円 開催日時：10月26日(土)・27日(日) 午前10時～16時 会場：尾西市保健センター・UFJ銀行尾西支店駐車場 主催：尾西市</p>	<p>木曾川町健康フェア 健康づくりのまち推進事業の趣旨に基づき開催する。 平成14年度開催実績 実績額：1,812,000円 開催日時：11月3日(祝) 午前9時～3時 会場：保健センター 主催：木曾川町</p>	<p>合併時に一宮市の事業に合わせる。 単独開催・年1回とする。 ただし、健康づくりグループの発表の場を確保し、積極的な参加を促す。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	共催： ・一宮保健所 ・赤十字血液センター ・一宮市医師会 ・一宮歯科医師会 ・一宮地区薬剤師会 ・愛知県・尾西地区放射線技師会 ・鍼灸・マッサージ師会一宮支部 ・歯科技工士会一宮支部 ・一宮市接骨師会	協力団体： ・一宮保健所 ・赤十字血液センター ・中島歯科医師会尾西歯科医会 ・尾西ライオンズクラブ ・尾西ロータリークラブ	運営団体： ・一宮保健所 ・葉栗郡医師会 ・一宮歯科医師会 ・一宮地区薬剤師会木曾川地区 ・健康づくり食生活改善協議会 ・木曾川中学校 ・健康づくりグルーブ いきいき歩こう会 わくわくクラブ フレッシュクラブ 糖尿病勉強会（DBクラブ） 太極拳同好会 スマイルエアロ ひまわり会 （機能訓練事業協力団体） （木曾川町健康づくり推進員） *同日に一帯で社会福祉協議会・シルバ-人材センタ-等も祭りを開催。	
3. ウォーキング事業	健康づくりの推進の一環としてウォーキング事業を実施 平成15年度新規事業 予算2,281,000円 ウォーキングコースの選定及びウォーキングマップの作成・配布 ウォーキング講演会			合併時に一宮市の事業に合わせる。
4. 健康づくり宣言			健康づくりの町宣言 （目的）木曾川町健康づくりの町宣言の趣旨に基づき、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を高め、地域活動を積極的に推進する 1. 宣言文の制定 健康それは幸せの源 健康それはまちの財産 健康それは私たちすべての願い 私たち町民は一人ひとりが 心と体の健康の輪を広げ 「いきいき木曾川健康のまちづくり」の実現を目指しここに宣言をします。 平成13年9月20日	健康日本21市町村計画策定時には、木曾川町の「健康づくりの町宣言」の趣旨を生かして策定する。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
			2. 広告塔の設置 平成13年11月 3. シンボルマークの決定と活用 平成14年8月 4. 健康づくり作文の募集 平成14年4月から15年3月 5. 木曾川町生活習慣調査 平成13年度から5ヵ年計画 * 総合健康指導事業	
5. 健康づくり推進員			木曾川町健康づくり推進員 (目的) 木曾川町健康づくりの町宣言の趣旨に基づき、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を高め、地域活動を積極的に推進するため (選出方法) 各町内会1名、ただし世帯数が多い町内会は3名以内 区長・町内会長の推薦を受け町長が委嘱 (任期) 3年 (内容) 地域住民に対する保健事業の推進及び協力地域住民の疾病予防・及び健康増進に関すること1年目学習会への参加2・3年目地区活動 * 10回程度の学習会を実施し健康づくりに関する意識の向上と推進員の役割を知る * 学習会参加1回につき1000円の謝礼 地区活動は無償活動費として世帯あたり100円 * 住民の主体的活動が区・町内組織と連携して行われるように、地区担当保健師が関わる	木曾川町内の地区での推進員活動を平成17年度以降も継続し、18年度より順次地区を拡大していく。事業内容及び選出方法等は新市において調整する。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
6. 健康づくり食生活改善			<p>木曾川町健康づくり食生活改善協議会</p> <p>1. 食生活改善推進員養成講座            (目的) 自分の食生活に関心を持ち、見直すことにより自らの健康の保持増進につながることを理解する。            地域住民の食生活の改善を推進普及する食生活改善推進員を養成する</p> <p>(対象) 町民            地区組織活動の趣旨に賛同し自ら推進員となって活動する熱意のあるもの</p> <p>(内容) 運動・栄養・休養の3本柱を総合した健康教育と実習所定の課程を修了したものに修了証を発行</p> <p>2. 木曾川町健康づくり食生活改善協議会            (目的) 健康づくりの町宣言推進事業の趣旨に基づき、地域住民の食生活の改善と健康増進に寄与すること</p> <p>(会員) 町民            所定の教育課程を修了したものの15年度現在64名</p> <p>(行政とのかかわり)            保健事業へのボランティア協議会自主活動へ活動費交付金            15年度252,000円            実習室の利用            栄養士・保健師が育成支援する</p>	<p>合併時に木曾川町の事業に合わせる。            保健センターごとに養成講座を実施し協議会活動をす。協議会は新市の名称で1つとし、3保健センターに支部を置く。</p>